

図1 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の概念

(3) 使用者による健康状態の観察

身体障害者補助犬の使用者は、自らが飼養および利用する犬の健康状態について絶えず観察を行い、異常の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかに獣医師による診断を受けるものとする。

使用者により実施される健康状態の観察項目は、別紙「身体障害者補助犬健康チェック項目」に記載の一般状態および体重の測定とする。

また、実施頻度は、一般状態の観察は1日1回、体重の測定は1か月に1回とする。

動物の異常の発見はその飼養者により行われることが多く、また、そうあるべきでもある。身体障害者補助犬に関しても同様であり、使用者による異常の発見が望まれる。したがって、使用者による健康状態の観察は、第一義的に実施されるべき事項と考える。

ここでは、使用者による健康状態の観察の便を図るため、チェックシートとして「身体障害者補助犬健康チェック項目」を作成した。ここに記載のチェック項目にしたがって、健康状態の観察を行うことにより、多くの異常を早期に発見できることが期待される。

なお、身体障害者補助犬使用者は、常に当該犬と接していると考えられ、犬の健康状態の観察を毎日実施することは大きな負担とは思われない。したがって、「身体障害者補助犬健康チェック項目」に記載の一般状態の観察は、1日1回実施することを推奨した。また、体重の測定に関しては、実施がやや煩雑であることと、その他の症状なくして数日あるいは週単位での体重の大きな変動は起こりえないであろうとの判断から、1か月に1回の頻度で行うことを推奨した。

身体障害者補助犬健康チェック項目

ご自身でチェックできない項目については、どなたかにお願いしてください

- ☆ 元気はありますか？
- ☆ 太ったり、痩せたりしてきていませんか？
- ☆ 食欲はありますか？
- ☆ 食べ物の好みが変わってきていませんか？
- ☆ 座り方に異常はありませんか（変な座り方をしていませんか）？
- ☆ 歩き方に異常はありませんか（変な歩き方をしていませんか）？
- ☆ 視覚は正常であると思われますか？
- ☆ 聴覚は正常であると思われますか？
- ☆ その他の感覚は正常であると思われますか？
- ☆ 皮膚の状態に異常はありませんか？（傷や腫れ、赤みなどはありませんか）？
- ☆ 被毛の状態に異常はありませんか？（脱毛やツヤが悪いことはありませんか）？
- ☆ ノミやダニがついていませんか？
- ☆ 口の周りは汚れていませんか？（よだれや歯石などはありませんか）？
- ☆ 口の臭いは気になりませんか？
- ☆ 鼻の周りは汚れていませんか？（鼻汁などはありませんか）？
- ☆ 目の周りは汚れていませんか？（眼やになどはありませんか）？
- ☆ 耳は汚れていませんか？（耳あかなどはありませんか）？
- ☆ 耳の臭いは気になりませんか？
- ☆ 頭をよく振っていませんか？
- ☆ お尻の周りは汚れていませんか？（糞便や発情出血などがついていませんか）？
- ☆ お尻の周りの臭いは気になりませんか？
- ☆ 床にお尻を擦りつけるような動作をしませんか？
- ☆ 爪は伸びすぎていませんか？
- ☆ 呼吸が苦しそうなことはありませんか？
- ☆ 咳やくしゃみをしていませんか？
- ☆ 運動を嫌がるようになってきていませんか？
- ☆ 糞便と尿は普段と変わりなく排泄されていますか？（糞便と尿の色や排泄回数、排泄場所は変わりありませんか）？

異常を見つけたり、何か心配なことがある場合には獣医師に相談しましょう

本ガイドラインでは、身体障害者補助犬の使用者は、毎日、自らが用いる犬の健康状態の観察を行うべきであることを推奨したが、この際の観察を容易にし、また、常に一定の項目について忘れることなく観察できるようにすることを目的として「身体障害者補助犬健康チェック項目」を作成した。

「身体障害者補助犬健康チェック項目」は、使用者が利用するチェックリストであることを考慮し、作成にあたっては平易な用語を使用することを試みている。ただし、ここに設定した項目および内容は犬の健康状態の観察として十分なものとする。

また、異常が発見された際に、すみやかに獣医師に相談することを促すため、その旨を「身体障害者補助犬健康チェック項目」の末尾に記載するなどの配慮も行っている。

(4) 使用者による被毛等の管理

身体障害者補助犬の使用者は、自らが飼養および利用する犬の被毛等について、適切な管理を行う必要がある。

使用者により実施される被毛等の管理の実施項目および実施頻度は、以下のとおりとする。

身体障害者補助犬法案では、不特定多数の者が利用する施設への身体障害者補助犬の同伴が認められている。したがって、その健康管理においては、人と動物の共通の感染症を予防するのみにとどまらず、犬を絶えず清浄に保ち、他者に不快感を与えないことも要求される。

また、清浄に保たれた犬は、他者に好印象を与え、人と動物の共通の感染症を含む種々の疾病の予防等においても適切な管理が行われているとの理解が得られやすいであろう。この点からも、身体障害者補助犬に対して被毛の管理等を実施する意義があると判断される。

すなわち、身体障害者補助犬の被毛等の管理は、人と動物の共通の感染症の予防に直接的に係る事項ではないが、他者に不快感を与えないとの広義の公衆衛生の確保のため、加えて人と動物の共通の感染症を含む種々の疾病の予防等において適切な管理が行われているとの理解が得られやすいという利点を考慮し、本研究において実施を推奨することとした。

なお、身体障害者補助犬は、その育成段階において相応の訓練を経て認定されており、その行動や排泄に関しては、とくに他者に不快感を与えることはないと考えられる。したがって、本研究ではこれらの問題については考慮の対象とはせず、犬の外貌あるいは外観、臭気、脱毛等について検討を行った。

ただし、単に不快感といっても、それは受け止める人間の側の感覚により様々である。その人間の生活において犬との関係がどのようなものであるか、単純に言えば、犬が好きか嫌いかによって、不快であるか否かに大きな相違が生ずるといえる。そのため、身体障害者補助犬に接する他者がその衛生状態に対してまったく不快感を持たないように基準を定めることは、現実にはほぼ不可能である。管理基準を厳格にすれば、実施が困難となり、基準をゆるくすれば、不快と感ずる人間が増加することは明らかである。

したがって、ここでは、万人が満足すべき基準を設定するのではなく、多くの人間にとって不快と感ぜないための方策を策定することを試み、身体障害者にとって比較的容易な方法で補助犬に継続的管理を施すことにより、公共的施設への受け入れに問題が生じないようにすることを目的とした。

こうした観点から、本研究では、使用者による被毛等の管理として、整毛、皮膚および被毛の洗浄、剪毛、爪切りの4項目を設定した。

1) 整毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なブラシおよび櫛等を選択し、それによる整毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1日ないしは数日に1回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、とくに換毛期等には頻度を増すようにする。

整毛は、ブラシを用いるブラッシングおよび櫛を用いるコーミングにより行う。

6. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」解説

ブラッシングの効果は、第一に、物理的に皮膚および被毛の汚れを除去し、抜け毛を取り除くことにある。さらにまた、体表の血行を促進することにより、皮膚の健康を保ち、被毛の光沢を増す効果も期待される。

加えて長毛種においては、コーミング、すなわち櫛やスリッカーを用いた被毛の手入れを併せて実施することにより、毛並みを整えることができる。

以上の種々の効果が得られることにより、適切な整毛が行われた身体障害者補助犬は他者から外観的に好印象をもたれる結果となると判断される。

なお、身体障害者個々人の障害の種類および程度は多岐にわたっており、補助犬使用者が自ら整毛を実施することが不可能な場合があると考えられるが、原則的には、使用者自身が整毛を行うことが望まれる。こうすることによって、補助犬とその利用者とのコミュニケーションの増大が図れ、さらに皮膚および被毛の異常から推察することが可能な疾患を早期に発見することが可能となるであろう。

整毛の実施頻度は、使用者と補助犬のコミュニケーションを図る意味からも、1日1回、あるいは少なくとも数日に1回とすべきである。また、換毛期には、脱落した毛をできる限り早期に除去し、補助犬の使用の場を汚さないために、整毛の実施頻度を増すことが望まれる。

2) 皮膚および被毛の洗浄

当該犬の皮膚ならびに被毛の性状等にもとづいて、適切なシャンプー製品とリンス製品を選択し、それによる皮膚および被毛の洗浄を実施する。

実施頻度は、数週間に1回、ないしは1-2か月に1回程度とする。

身体障害者補助犬にシャンプーおよびリンスを施すことにより、皮膚および被毛の汚れやこれらに付着した細菌等を洗い流すことができ、同時に被毛の光沢を増大する効果が期待される。したがって、前項の整毛と同様に、適切な皮膚および被毛の洗浄が行われた身体障害者補助犬は他者から視覚的に好印象をもたれるといえる。

また、皮膚と被毛の洗浄の結果、日常の生活の場における被毛や落屑等の脱落量を減少させることも可能である。これにより、単に視覚的な好印象を与えるのみならず、実際に補助犬を使用する際に、脱落した被毛や落屑等によって公共的な施設が汚染されるのをできる限り少量にとどめることができると考える。

飼育動物に由来する物質に対するアレルギーを有する人が存在することは周知の事実であり、補助犬の場合にもこうしたアレルギーの発生が起りえないとはいえない。しかし、適切な頻度で皮膚および被毛の洗浄を実施することにより、アレルギーの原因となる物質が補助犬から散逸するのを減少させることが可能であると判断される。この観点からも、皮膚や被毛の管理は重要である。

シャンプーおよびリンスは、可能であれば補助犬の使用者が行うべきであるが、ペットサロン等に実施を委託してもよい。

なお、皮膚および被毛の洗浄の実施頻度は、過剰なシャンプーが犬の体表においてバリアの役割を果たしている皮脂を脱落させる危険性があることを考慮し、数週間ないし1-2か月に1回程度とすることを推奨する。また、皮膚疾患等を有する犬においては、皮膚および被毛の洗浄方法等について獣医師に相談することが望ましい。

3) 剪毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なはさみ等を選択し、それによる剪毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1年に1-2回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、必要に応じて頻度を増すようにする。

身体障害者補助犬において剪毛は必ずしも必要とは考えられないが、他者から視覚的な好印象を得るために実施することが望まれる。とくに長毛種の場合は、剪毛により清浄な印象が得られやすくなるといえる。

剪毛は、その実施をペットサロン等に委託する。

また、実施頻度は、個々の犬の状態にもよるが、他者からの好印象を得ることを目的とする際には、1年に1-2回程度で十分と判断する。

4) 爪切り

爪が過度に伸張した場合には、爪きりを行う。

実施の時期は、各々の犬の状態によるが、起立時に四肢の爪が床面に接触しはじめたときを目安とする。

過剰に伸長した爪は、歩行時に床面に障害を与える恐れがあり、ときに床材が木製の場合にこれが危惧される。また、爪が伸長した犬は、歩行に際して不快な音を発することがある。これらも広義の公衆衛生上の問題といえるであろう。

こうした問題を回避するため、定期的に爪切りを実施することを推奨する。爪きりを行う時期としては、上記の問題が発生する頃、すなわち四肢の爪が床面に接触しはじめた頃が適当とした。

また、長毛種では、四肢の肉球間の被毛が過剰に伸長する例があるが、このとき、床材によっては犬が滑る危険性がある。犬が滑り、転倒あるいはそれに近い状態になると、補助犬としての活動に支障をきたし、最悪の場合には使用者である身体障害者に危険を及ぼすことも想定される。したがって、四肢掌部の被毛の処理についても留意すべきである。

(5) 獣医師による健康診断

身体障害者補助犬の飼養および利用にあたっては、犬の衛生を確保するため、小動物臨床に従事する獣医師による健康診断を定期的実施し、衛生管理の啓発と疾病の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかな対応を行わなければならない。

健康診断は、個体識別の後、まず、一次検査として一般的な諸検査を行い、それによって異常が疑われた場合には、二次検査を実施する。また、一次検査および二次検査において異常が認められた例に対しては、必要に応じて各々の場合に適した精密検査を適宜に実施する(4.2)。

獣医師による健康診断の実施頻度は、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診およ

6. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」解説

び体温、脈拍数、呼吸数の計測については1年に2回以上、血液学的検査ならびに糞便検査については1年に1回以上実施するものとする。また、二次検査および精密検査は、個々の例に応じて適切な頻度で実施する。

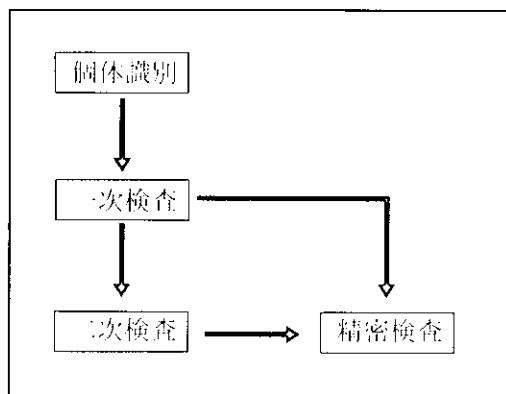


図2 獣医師による健康診断の流れ

身体障害者補助犬の健康管理、とくに疾病の早期発見は、使用者による健康状態の観察のみでは不十分であり、高度の獣医学的知識を有する獣医師による健康診断が定期的に行われなければならない。本ガイドラインでは、補助犬の健康診断は、単に獣医師の資格を有するものが実施するとはせず、診療設備を有すること、ならびに経験等にもとづく的確な診断能力を有することを考慮し、小動物臨床に従事する獣医師により実施されるべきとした。

獣医師による健康診断は、詳細に行われるのが望ましいのはいうまでもないが、費用等を勘案し、スクリーニング的な諸検査を実施し、それによって異常が発見された場合にはさらに他の検査を行うこととした。すなわち、本ガイドラインでは、獣医師による健康診断は、个体識別の後、一次検査として一般的な諸検査を行い、一次検査において異常が疑われた場合には二次検査を実施する。また、一次検査において具体的な異常が認められた例および二次検査においてさらに異常が認められた例に対しては、必要に応じて各々の場合に適した精密検査を適宜に実施することを規定した。

なお、獣医師による健康診断の実施頻度は、できる限り頻繁に行われることが望まれるが、この点についても補助犬所有者の労力ならびに費用の負担等を考慮し、現実的な頻度の設定を試みた。すなわち、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診および体温、脈拍数、呼吸数の計測については、多額の費用が必要ではないことから、1年に2回以上とし、血液学的検査ならびに糞便検査については1年に1回以上実施するものとした。また、二次検査および精密検査は、これらの検査結果にもとづいて個々の例に応じて適切な頻度で実施するものである。

ここに規定した健康診断の頻度は、現在の獣医療の環境から判断しても、妥当なものと考えられる。また、前述のように、補助犬使用者が毎日、健康状態の観察を行い、異常が認められた場合にはすみやかに獣医師の診療を受けることも推奨しており、上記の健康診断の実施頻度で疾病の早期発見に著しい障害が発生するとは思われない。

【个体識別】

身体障害者補助犬の个体識別は、「身体障害者補助犬法案」第12条に規定されている「厚生

省令で定める表示」を確認することにより実施する。

さらに、当該犬の品種、性別、毛質、毛色、その他の外貌上の標徴を動物診療施設の診療記録簿に詳細に記載し、次回以降はその記載および「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）における記載と併せて個体識別を行う。

また、マイクロチップを使用している場合には、それを利用することが望ましい。

身体障害者補助犬の健康診断および各種処置の実施にあたり、個体識別は行う必要がある。

身体障害者補助犬法案では第12条において、身体障害者補助犬はその利用に際して「厚生省令で定める表示」を行うことが規定されている。補助犬の個体識別は、この「厚生省令で定める表示」にもとづくのが第一であろう。

しかし、ここでいう「表示」のみで個体識別を行うのは困難であり、犬の写真やその他の標徴等の記録との照合が必要となる。本研究では、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成を推奨しているが、本手帳を活用し、そこに添付の写真ならびに記載されている品種、性別、毛質、毛色、その他の外貌上の標徴を診療記録簿の記載と照合して個体識別を実施することを推奨する。

なお、マイクロチップを使用している犬の場合には、それを利用することにより、さらに確実に個体識別が可能となると考える。

【一次検査】

一次検査の実施項目は以下のとおりとする。

一次検査は、すべての身体障害者補助犬に対して実施を推奨するものであり、これに係る費用等はできる限り最小限にすることが望まれる。したがって、本ガイドラインに示す一次検査の項目は、犬の健康管理におけるスクリーニング検査として必要最小限のものにとどめた。

1) 問診

補助犬の飼い主から当該犬の一般状態等を聴取し、とくに前回の健康診断以降の異常の有無について調査する。

この際、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を活用する。

問診は、獣医師が飼い主から犬の状態を聴取するために行うもので、これ以降の諸検査の実施にあたっての方向性をも決定しうる意義があるといえる。獣医師は、身体障害者補助犬の飼い主から当該犬の一般状態、とくに前回の健康診断移行の様子について、できる限り丁寧に聞き出さなければならない。また、転院等の理由により当該犬の健康診断が新規の場合には、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）に記載の事項を熟読し、その補助犬の経歴ならびに過去の所見等を把握すべきである。

2) 視診

補助犬の全身について視診を行い、異常の有無を観察する。

6. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」解説

観察項目は、元気の有無、体格、食欲、栄養状態、姿勢、歩様、感覚の状態、被毛の状態、天然孔の異常の有無等とする。

視診およびこれ以降に記載する触診、打診、聴診と体温、脈拍数、呼吸数の測定は、上述の問診と同様に、とくに多額の費用を必要としない検査である。身体障害者補助犬の一次検査として詳細に実施されることを期待する。

視診による観察は、補助犬使用者が毎日行うべきと定めた健康状態の観察と重複し、異常がある場合には問診によってすでに把握している場合もあるが、あくまでも高度の専門的知識を有する獣医師として予断を有さずに視診を実施すべきである。

3) 触診

補助犬の全身について触診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、皮膚および被毛、体表リンパ節、関節、指趾端の状態等とする。

触診も補助犬使用者が行う健康状態の観察により察知されうる異常をさらに調査することになるが、視診と同様に、飼い主からの問診の結果にとどまらず、獣医師として適切に行うべきである。

なお、視診と触診は同時に、並行して実施するものとする。

4) 打診

補助犬の主に胸部および腹部について指々打診を行い、異常の有無を観察する。

すなわち、打診部位を手指により叩打し、その際の振動音、すなわち打診音を聴取する。

打診は、体内の異常を間接的に発見するための方法として重要である。犬の場合には、指々打診が中心となるが、必要に応じてその他の種々の打診法を併用して検査が行われることが望まれる。

5) 聴診

補助犬の主として胸部および腹部の聴診を行い、異常の有無を観察する。

聴診の主たる対象は以下の各項目とする。

(1) 心臓

心拍動のリズムの変化、心内雑音の有無、心膜の摩擦音の有無等

(2) 呼吸器系

喉頭、気管、気管支および肺胞から発する音、胸膜の摩擦音等

(3) 消化器系

消化管の蠕動音等

聴診は、体内の深部器官から発する音を聴取し、内部の異常の有無を推察する検査法で、種々の疾患の検査ならびに診断にきわめて重要である。できる限り詳細に聴診を行い、スクリーニング検査としての一次検査において有効に実施されることを期待する。

6) 体温、脈拍数、呼吸数の計測

補助犬の体温、脈拍数、呼吸数の計測を行い、一般的正常値からの逸脱の有無を検討する。

体温、脈拍数、呼吸数の測定は、これらにより異常が認められ場合に、その異常の原因をただちに特定できるものではないが、ほとんど費用を必要とせずに犬の体内の状況を数値的に表示しうるものとして一時検査において採用した。

7) 血液学的検査

実施が推奨される血液学的検査項目は、以下のとおりとする。

- (1) 赤血球数 または ヘマトクリット値
- (2) 白血球数
- (3) 犬糸状虫マイクロフィラリア

血液学的検査には、現在、非常に多くの項目が確立されている。それらの多くを実施することにより、得られる情報量は著しく増大し、臨床検査として有用であることはいうまでもない。しかし、血液学的検査の実施には前述の諸検査に比べて多額の費用が必要である。

本ガイドラインでは、一次検査に要する費用の負担を最小限にとどめるとの配慮から、一般的な血液学的検査の項目を赤血球数またはヘマトクリット値のどちらか一方、および白血球数とした。赤血球数とヘマトクリット値は、異常がある場合、一般に相関性を示すことが多いのでスクリーニング検査としての一次検査ではどちらか一方を実施すればよいと判断した。また、白血球数に関しては、一次的には、総数の算定を行うべきであると考えた。ここに示した以上の項目については、二次検査あるいは精密検査で実施することを推奨する。

なお、犬糸状虫は、発生頻度が高く、いわゆる予防薬の投与を行っていない犬では現在でも高率に寄生が認められること、さらに寄生を受けると著しい病害が発生することから、きわめて重要な犬の疾病であるといえる。そのため、犬糸状虫の寄生の検査として、そのマイクロフィラリアの検出を一次検査に含めることにした。ただし、犬糸状虫では、成虫が寄生していても、末梢血中にマイクロフィラリアが出現しないオカルト感染の例が多数認められることが知られている。とくに近年、予防薬の普及にともない、オカルト感染例が増大している傾向がある。したがって、ここでマイクロフィラリアが陰性であっても、犬糸状虫の寄生が否定されることにはならない点に留意すべきである。

8) 糞便検査

実施が推奨される糞便検査項目は、以下のとおりとする。

- (1) 理学的性状
糞便量、色調、水分含有量（下痢の有無）、臭気、未消化物および異物等の混在の有無
- (2) 寄生虫学的検査
原虫の栄養型、シスト、オーシスト、蠕虫卵、幼虫、成虫、糸虫の片節

糞便検査は、検体の採取が犬に侵襲を与えないという利点を有し、また、実施にあたっては、

とくに特殊な機器を必要とせず、比較的容易に行うことができる検査である。

糞便検査から得られる情報量は、血液学的検査に比べればはるかに少ないが、消化管における異常の発見、とくに消化管内寄生の寄生虫類の検出には必須である。現在でも、各種の寄生虫は高率に犬に認められており、糞便検査を身体障害者補助犬の健康診断の一次検査として実施することには大きな意義があるといえる。

【二次検査】

一次検査により異常が疑われた場合には、以下の検査を実施する。

二次検査は、一次検査において何らかの異常が見出された場合に実施する。ここでは、一次検査から割愛した種々の一般的検査を二次検査とした。

ただし、一次検査の際に認められた異常の原因がある程度特定される場合には、各々の例に対応した精密検査を実施すべきであり、ここに規定する二次検査の実施は必ずしも行う必要はない。

1) 血液生化学的検査

実施が推奨される血液生化学的検査項目は、以下のとおりとする。

- (1) グルコース
- (2) 尿素窒素
- (3) 総蛋白
- (4) アラニンアミノトランスフェラーゼ（グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ）
- (5) 犬糸状虫成虫循環抗原
- (6) 抗レプトスピラ抗体

血液生化学的検査も血液学的検査とならんで、現在、多種の検査項目が行われるようになっている。ただし、血液生化学的検査の実施に際しても、二次検査とはいえ、前述の一次検査における血液学的検査と同様にスクリーニング検査としての位置づけを鑑み、費用の負担を軽減するために、推奨する項目を必要最小限にとどめることとした。

すなわち、一般的な血液生化学的検査項目としては、グルコース濃度（血糖値）、総蛋白濃度、アラニンアミノトランスフェラーゼ（グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ）活性の測定のみを推奨した。これらの検査成績に異常が認められた場合には、さらに精密検査において対応すべきと判断する。

また、犬糸状虫についてはすでに述べたが、ミクロフィラリア検査のみでは確実に成虫寄生の可能性を否定することが不可能である。したがって、血清中に存在する犬糸状虫成虫の循環抗原（分泌・排出抗原）の検査が広く行われるようになっている。なお、循環抗原は、一般に寄生虫体数やその性によっては検出されないことがあるが、ミクロフィラリア検査に加えて実施することにより、さらに検査の確度が増大するといえる。

レプトスピラは人と動物の共通の感染症として重要であり、本ガイドラインにおいては、実施すべき予防接種のひとつとして犬レプトスピラ病ワクチンを掲げている。二次検査においては、レプトスピラ病の診断のための抗体検査を実施することを推奨する。

2) 尿検査

実施が推奨される尿検査項目は、以下のとおりとする。

(1) 理学的性状

尿量、色調、混濁度、濃度、粘稠性、臭気、比重、pH

(2) 化学的性状

糖質、蛋白質、血色素（潜血）、ウロビリノゲン、ケトン体、亜硝酸塩

尿検査は、検体の採取がやや困難であるという難点を有する。しかし、尿検査により得られる情報の量は多く、また、有用である。加えて、尿検査の多くの項目は、尿検査試験紙を用いることにより、きわめて簡便に、かつ低価格で実施することが可能である。二次検査には尿検査を行うことが求められる。

3) 糞便検査

下痢、血便等が認められた場合には、糞便の細菌検査等を実施する。

一次検査において下痢や血便が認められた場合には、それが人と動物の共通の感染症によるものである可能性を考慮し、原因を特定するための一助として糞便の細菌検査等を実施すべきである。

【精密検査】

一次検査および二次検査により異常が疑われた場合には、必要に応じてさらに種々の精密検査を実施する。

精密検査の実施項目は、個々の例に応じて適宜に選択する。

一次検査において異常が見出され、その原因がある程度特定された場合、あるいは二次検査においてさらに異常が認められた場合には、精密検査を実施する。

病態は症例により様々であり、個々の例において異なるため、本ガイドラインでは精密検査の実施項目はあえて規定せず、担当する獣医師が各々の症例に応じた適切な項目を選択するものとする。

なお、以上の種々の検査により身体障害者補助犬に疾病が認められた場合には、すみやかにそれに対する対応を行う。

この際、身体障害者補助犬が多量なる労力をはらって育成されたものであり、また、その使用者にとってはかけがえのないパートナーであることを考え、狂犬病のようなきわめて特殊な疾病でない限り、できる限りの獣医学的治療を試み、疾病の早期治癒を図り、再び良好に活用できるように全力を尽くすことが望まれる。

ただし、身体障害者補助犬が罹患した疾病が人への感染性を有するなど、公衆衛生上の危害を及ぼす可能性がある場合と判断される場合には、完全に治癒し、そうした危険性が消失するまでの期間、屋外における活用や、少なくとも不特定多数の者が利用する公共的施設への同伴などは控えるべきである。この場合、補助犬の使用を制限する期間ならびに範囲は、各々の例の病

態により異なり、治療を担当する獣医師の判断によるところが大きいといえる。獣医師は、社会的な影響等を十分に考慮したうえで、適切な判断を下すように心がける必要がある。

(6) 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等

身体障害者補助犬の衛生確保のため、予防接種を定期的実施することは必須であり、加えてその他の疾病予防措置等を講ずることが望ましい。

身体障害者補助犬の衛生確保のためには、疾病の予防、とくに人獣共通感染症の予防を積極的に行うことが重要である。このための方策としては、各種の予防接種ならびにその他の疾病予防措置がある。ここでは、獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等として項目を設定したが、その内容については、疾病の重要性および人への感染性等を考慮して、実施すべきものと実施が望まれるものに分けた。また、とくに全例に対して実施が望まれるものではないが、避妊および去勢処置についても考察を加えた。

【実施すべき予防接種】

身体障害者補助犬への接種を行うべきワクチンは、以下のものとする。
これらのワクチンの接種頻度は、1年1回とする。

現在、犬に対して各種のワクチンが開発され、使用されている。犬の健康そのものを考えるとき、より多くの疾病予防措置を行うことが望まれるであろう。ただし、本研究における身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理という観点からは、この目的に合致したワクチンのみの接種を推奨することとし、狂犬病ワクチン、犬レプトスピラ病ワクチン、犬パルボウイルス感染症ワクチンの3種を実施すべき予防接種として設定した。

ただし、現在、犬へのワクチンの接種は、いわゆる混合ワクチンが用いられていることが多い。現実には、獣医師にワクチン接種を依頼する際、混合ワクチンが使用され、ここに推奨する以外の各種疾病に対するワクチンが同時に接種されることも多々あると思われる。本研究では上記の3種のワクチン接種を実施すべきものと設定したが、これはこの3種のみを接種すべきと推奨しているのではなく、各々の犬に対してこれ以上のワクチンが接種されることを否定しているわけでもない。

なお、ワクチンの接種は、使用される各種製剤の用法・用量にもとづいて行われるべきであり、実施頻度に関してはそれらにもとづいて1年1回とした。

1) 狂犬病ワクチン

狂犬病は、人と犬の共通の感染症としてもっとも重要なものである。狂犬病ワクチンの接種は、狂犬病予防法によりすべての犬に対して義務づけられており、身体障害者補助犬に限って接種が推奨されるものではない。

現在、本邦における狂犬病の発生はないが、わが国を取り巻く国際環境を考慮するとき、狂犬病が日本国内で発生する可能性が皆無とはいえない。狂犬病予防法を遵守し、ワクチンの接種を行うべきである。

2) 犬レプトスピラ病ワクチン

犬レプトスピラ病も人と動物の共通の感染症として重要であり、犬から人への感染が成立する。この点から、犬レプトスピラ病ワクチンの接種の実施を推奨した。

3) 犬パルボウイルス感染症ワクチン

犬パルボウイルス感染症は、人に感染する疾病ではない。しかし、犬が本症に罹患すると、激しい下痢を発症する。身体障害者補助犬として糞便の排泄が訓練されていたとしても、こうした疾病に罹患した場合には、適切な排泄行動が保たれるか疑問である。また、本症における下痢便は著しい悪臭を発するため、公共的な施設内で犬が排便した場合の公衆への悪影響は計りしれないものがある。こうした観点から、犬パルボウイルス感染症ワクチンの接種も実施すべきものとして設定を行った。

【実施が望まれる疾病予防措置】

身体障害者補助犬に対して、少なくとも以下の疾病予防措置を講ずることを推奨する。

実施が望まれる疾病予防措置の対象として、犬糸状虫とノミおよびマダニを設定した。これらの寄生虫は、上記の狂犬病や犬レプトスピラ病に比べた場合、人と動物の共通の感染症としての重要性はやや低いと考えられるが、できる限り予防することが望ましいと思われるものである。

1) 犬糸状虫症の予防（犬糸状虫成虫寄生予防薬の投与）

犬糸状虫症予防薬を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

犬糸状虫症は人と動物の共通の感染症である。ただし、犬から人への直接の感染は成立せず、中間宿主である蚊の吸血の際に人への感染が起こりうる。そのため、公衆衛生的な観点からすれば、犬における本症の予防は必須とはいえない。しかし、自然界における犬糸状虫の主たる保虫宿主は犬であり、保虫宿主の対策を講ずることは、間接的に人と動物の共通の感染症ある犬糸状虫の減少をもたらすことになる。

また、犬糸状虫症は、犬の疾病としてはきわめて重要であり、本症に罹患した犬が死亡することはまれではない。あるいは死には至らなくとも、基礎疾患として存在する場合には、他の人と動物の共通の感染症を含む様々な疾患に罹患しやすくなるといえる。この点からの犬糸状虫症の予防は重要である。

現在、臨床的な犬糸状虫症の発生は激減しているが、予防薬の投与を受けていない犬におけ

6. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」解説

る寄生は依然としてきわめて高頻度であることが知られている。身体障害者補助犬に対しても、本症の予防措置を講ずることを推奨する。

2) ノミおよびマダニの寄生予防

ノミおよびマダニの駆除薬、とくに残効性が高い薬剤を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

犬に寄生するノミは、主にイヌノミとネコノミであり、近年はとくにネコノミの寄生例が増加していることが知られている。また、現在、本邦においては、ヒトに寄生するヒトノミの発生は認められず、人体寄生のノミはほとんどがペット由来のノミ、とくにネコノミである。一方、犬に寄生するマダニとしては、キチマダニやフタトゲチマダニなどが知られているが、これらの各種のマダニ類もヒトに寄生する。

ノミやマダニがヒトに寄生した場合、容易に診断ができ、また駆除も容易であることから、人と動物の共通の感染症としての重要性は高くはない。しかし、寄生を受けると著しい搔痒や皮膚炎、その他の症状を発する。また、ノミやマダニの寄生を受けている犬は、他者に多大な不快感を与える。したがって、ノミおよびマダニについても、寄生の予防を行うことが望まれる。

【避妊および去勢処置】

発情期における問題行動の発生、および発情期にある他の犬から問題行動を受ける可能性があると思定される例においては、避妊手術あるいは去勢手術の実施、または発情回避のための薬物のインプランテーションを行うことを推奨する。

適切な訓練が施された身体障害者補助犬の場合は、避妊あるいは去勢処置を実施しなくても、多くの問題はないと思われ、発情期に問題行動を示したり、他の犬から問題行動を受けることがない限り、とくに避妊および去勢の実施を推奨する必要はないと判断した。

ただし、身体障害者補助犬が雌である場合、健康な犬ではおおむね1年に2回の発情を示し、この際、発情前期に約10日の外陰部出血を生じる。不特定多数の者が利用する公共的施設における発情出血は、他者に不快感を与えることが予期される。また、発情期に雄犬に遭遇した場合、これを誘引し、補助犬としての活動に支障をきたす可能性は否定できない。こうした問題が懸念される例では、あらかじめ避妊措置を実施しておくのも問題を避けるひとつの方法であろう。

なお、避妊および去勢の実施に際しては、外科手術のほか、発情回避のための薬物のインプランテーションも推奨される方法として示した。

(7) 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成とその活用

身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理の記録およびその証明のため、「身体障害者補

「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)を作成し、活用することが望まれる。

本ガイドラインでは、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理の方策として、使用者による健康状態の観察および「被毛等の管理、獣医師による健康診断と予防接種およびその他の疾病予防措置等を策定した。これらの作業を円滑に実施し、また、公共的施設の利用に際して適切な健康管理が実施されていることを証明するため、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成を推奨した。

1) 作成および配布

本ガイドラインでは、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)を作成し、身体障害者補助犬の利用者に配布することを推奨する。

「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の内容としては、別項(7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成に関する研究)の記載を提案する。

「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成に関して、現状では、本手帳を発行および配布する主体を規定することができないが、今後の行政等の適切な対応が望まれる。

2) 補助犬使用者による管理および保持

身体障害者補助犬の飼養者および利用者は、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)を管理および保持するものとする。また、自らが行う健康状態の観察ならびに被毛等の管理の記録を「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)に記載する。

身体障害者補助犬の健康管理の一環として使用者による健康状態の観察ならびに被毛等の管理を掲げたが、その記録のために本手帳を利用することを推奨する。

3) 獣医師による記録

身体障害者補助犬の健康診断を実施し、あるいは予防接種およびその他の疾病予防措置等を施した獣医師は、その記録および診療機関名、獣医師氏名を「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)に記載し、捺印する。

獣医師は、身体障害者補助犬の健康診断、あるいは予防接種およびその他の疾病予防措置等の記録を自らの診療記録簿に記載すると同時に、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)へも記載するものとする。これにより、補助犬使用者の転居等により健康管理を依頼する獣医師が変更した場合にも、円滑に記録の引継ぎが行われると考えられる。

4) 第三者への提示

身体障害者補助犬の利用者は、当該犬を利用する際には「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)を絶えず携行し、国等の機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に同伴するにあたっては、それを提示、また、提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましい。

6. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」解説

不特定多数の者が利用する施設等において身体障害者補助犬を使用する際、本手帳を提示することにより、当該犬が身体障害者補助犬であること、さらに衛生確保のための適切な健康管理が実施されていることを証明することが可能となる。また、施設側から、あるいはその施設を利用している他者から、当該犬が身体障害者補助犬であるか、適切な健康管理が行われているか等の疑義がもたれた場合にも、本手帳の提示により、円滑にこれに対応することが可能となると思われる。

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成

(1) 手帳作成の目的

身体障害者補助犬の健康管理を適切かつ円滑に実施するためには、補助犬の使用者と獣医師の間の連携が密接に保たれる必要があり、これを実現する一方法として両者が互いに記入する記録簿を作成することが望まれる。

また、使用者および獣医師によりそれぞれ行われる補助犬の健康管理のための諸作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるように努めることも重要である。

以上の要件を充足させるため、身体障害者補助犬の健康管理の記録およびその証明を行うことを目的として、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)を作成し、活用することを推奨する。

(2) 手帳の内容に関する検討

前項の目的を達するため、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)には、補助犬およびその使用者に関する情報のほか、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」、さらに使用者による健康管理の記録ならびに獣医師による健康管理の記録を記載する。

1) 補助犬に関する情報

補助犬の個体情報として記載すべき項目は、以下のとおりとする。

- (1) 補助犬の写真(使用者とともに撮影されたものが望ましい)
- (2) 愛称
- (3) 補助犬の種別
盲導犬、介助犬、聴導犬の別を記載する。
- (4) 補助犬番号
「身体障害者補助犬法案」第12条に規定されている「厚生省令で定める表示」により付与され则认为される番号を記載する。
- (5) 狂犬病予防法にもとづく犬の登録番号
- (6) マイクロチップ番号(マイクロチップを使用している場合に記載)
- (7) 品種
- (8) 性別
- (9) 生年月日
- (10) 使用開始年月日
- (11) 毛色
- (12) 毛質
- (13) 毛色・毛質以外の外貌標徴
- (14) 補助犬育成団体の住所および名称等

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成

2) 使用者に関する情報

補助犬使用者の情報として記載すべき項目は、以下のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) ファクシミリ番号
- (7) 電子メールアドレス
- (8) 上記以外の連絡先

3) 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」

手帳を提示〔次項(手帳の利用方法に関する検討)参照]する際などに、当該補助犬の衛生確保のために適切な健康管理が行われていることを証するため、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の全文を手帳に記載する。

4) 使用者による健康管理の記録

補助犬使用者は、自らが使用する補助犬の健康状態の観察と被毛等の管理を行うが、その際に異常が認められた場合には、本手帳にその旨を記載するとともに、すみやかに獣医師の診断を受けるように努める。

また、体重の測定にあたっては、毎回、本手帳に測定値を記入する。

以上の目的のため、使用者による記録用のページを設ける。なお、健康状態の観察において異常が認められた場合の記載ページと体重の記載ページは項を分けるものとする。

5) 獣医師による健康管理の記録

補助犬の健康管理に係る獣医師は、使用者からの要請にもとづき、定期的に健康診断を行うとともに、予防接種およびその他の疾病予防措置等を実施するが、それらの記録を自らの診療施設の診療記録簿に記載するとともに、本手帳にも記載を行う。

この目的のため、獣医師による記録用のページを設ける。ただし、健康診断の記録と予防接種およびその他の疾病予防措置等の記録は項を分けることはせず、時系列にしたがって順次記載を行うものとする。

(3) 手帳の利用方法に関する検討

「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)は、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理を適切に遂行するため、使用者および獣医師が互いに記載を行い、両者の便を図るものとする。

また、国等の機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に補助犬を同伴する際には、本手帳を提示し、あるいは提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましい。

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成

1) 利用者による利用

身体障害者補助犬の利用者は、本手帳の記録を参照することにより、補助犬の健康管理の推移を把握する。

また、健康診断と予防接種およびその他の疾病予防措置等の実施を依頼する獣医師を変更する場合には、本手帳を提示し、すみやかに以前の状況を伝えることができるようにする。

2) 獣医師による利用

身体障害者補助犬の健康診断ならびに予防接種およびその他の疾病予防措置等を実施する獣医師は、本手帳の記録を参照することにより、補助犬の個体識別を行うとともに、健康管理の推移を把握する。

また、新たに補助犬の健康管理に係る場合には、本手帳の記載からすみやかに以前の状況を認知するように努める。

3) 第三者への提示

身体障害者補助犬の利用者は、当該犬を利用する際には、本手帳を絶えず携行し、国等の機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に同伴するにあたっては、これを提示、あるいは提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましい。

すなわち、本手帳の提示によって、補助犬がその衛生確保のために、適正な頻度で適切な方法により健康管理が行われていることを証するように努めるべきである